

令和 2 年第 1 回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第1回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 令和2年1月24日(金)午後1時40分から午後3時17分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
  1. 農家相談日について
  2. 使用貸借権の合意解約について
  3. 農地法第18条第6項の規定による通知について
  4. 利用権設定の合意解約による通知について
  5. 形状変更届出について
  6. 非農地証明願について
- 6 議事
  - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
  - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
  - 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
  - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の許可について
  - 第5号議案 美里農業振興地域整備計画の変更について
- 7 その他連絡・報告事項
  1. 令和2年1月事業報告について
  2. 令和2年2月事業予定について
  3. その他
- 8 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 菊地 和則
  - 主 事 佐藤 汰一

## 9 会議の概要

事務局

定刻10分遅れとなりましたが、ただいまより令和2年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

どうもありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくをお願いします。

議長

それでは、これより令和2年第1回美里町農業委員会総会を開きます。

議長

本日の出席委員は16名で全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。13番鈴木幸博委員、14番福田なほ子委員のお二人をお願いいたします。

議長

それでは報告事項に入る前に、先月総会について事務局より報告がありますので、お願いいたします。

事務局

それでは報告をいたします。

先月総会の中で農地法3条申請の 県 市の さんについて、美里町としては新規就農ということになるのではないかというご意見が、二人の委員からあり、令和2年1月総会でその結果を報告するようにとのことでしたので、報告いたします。

先月総会后間もなく、申請者からファクスではありますが営農計画書が届いております。この計画書の中身でございますが、露地野菜と花卉の園芸を行うためということした。

そして現時点ではまだ退職していないので、自宅からの距離、片道キロメートルですが、3月に現在の職場を退職しますので4月以降、こちらへ引っ越してくるということですので、こちらに来れば速やかに営農ができ

るということになります。

主な内容としましては、当面は週末を中心に作業するという計画を立てております。作業の方法については、ご自分で作業をするということの計画になっております。営農をするには資金が必要ですが、計画では 円 の資金が必要だということで、自己資金で機械類を調達するという計画になっております。

家族はご本人含めて4人、お父さん、お母さん、奥さんということで、全員こちらに越してくるという予定でございます。

簡単ではございますが、以上、報告とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。それでは、本総会の報告事項に入ります。

農家相談日について、1月10日と1月21日に農家相談を行っておりますので、最初に1月10日担当の委員より報告願います。

柴山真二委員

1月10日、会長室におきまして、伊藤会長、尾形司委員、そして私、柴山の3人で対応し、相談件数は2件でした。

1件目は 地区の さんという方で、圃場整備の田んぼを処分したいということの相談でした。現在は、 地区の さんという方と利用権を設定していますので、その方と一度売買について相談をするよう助言しました。

2件目は 地区の さんという方で、息子さんが1、2年後に農業を継いでくれそうなので、経営移譲するか家族協定を締結するか迷っているとのことで相談に見えました。取り敢えず、家族協定の制度について説明し、今後どのようにするかを家族と十分話し合っ決定するよう助言しました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、1月21日の担当委員より報告願います。

福田なほ子委員

1月21日、会長室におきまして、遠見職務代理、鈴木幸博委員、そして私福田なほ子の3名で担当し、相談件数は3件でした。

1件目は 地区の さんという方で、 さん所有の5アールの農地について使用貸借を結びたいが、その際に一昨年に さ

んという方とも使用貸借を結んでいるので、その圃場を、さんと締結した期間の終期を合わせたいということでした。対応といたしまして、必要書類を事務局に出すよう進言しました。

2件目は、地区のさんという方で、実家から分家として出家したときに田20アールを贈与か何かでもらったという経緯があるが、その農地を返したいということの相談でした。その際、無償でいいのか有償になるのか、有償の場合は相場はどの位か、手続きはどうするのかという相談でした。関係者とよく話し合いをして、方向付けが決定したら一緒に農業委員会事務局の方に来て手続きをしてくださいとお話いたしました。

3件目は、地区のさんという方で、この方は現在、市にお住まいのさんと利用権設定をしていたのですが、期間満了が近づき、さんは利用権は継続しないので買って欲しいということのようでしたが、価格が折り合わず決裂してしまい、どうしたらよいかということでの相談でした。現在は両方とも感情的になっている部分があるので、鈴木幸博委員に間に入ってもらい、今後の調整を図ってもらうということでお帰り頂きました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

それでは続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約について、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知についてを、一括で事務局より報告願います。

事務局

(報告事項2、報告事項3、報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ただいま事務局から報告事項2番、使用貸借権の合意解約について、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で報告がありましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして報告事項の5番、形状変更届出についてを、事務局より報告願います。

また、1月14日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、報告願います。

まずはじめに事務局、報告願います。

事務局

(報告事項6について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員から調査結果について、報告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員

農地調査委員会は、今月から大友重善委員、委員長である私、佐々木幸一郎、伊藤会長、遠見会長職務代理者、事務局から菊地局長、佐藤主事の計6名により、1月14日、火曜日に現地調査を行いました。

番号1につきまして、現地は 地区の に位置しております。畑から田に転換し、今後は水稻の作付を予定しております。現地調査の時点では盛土は撤去されていましたが、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

番号2につきまして、現地は 地区の に位置しておりまして、の栽培を予定しており、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

番号3につきまして、現地は 地区の と の2箇所に位置しております。どちらも の作付を予定しており、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

番号4につきまして、現地は 地区の に位置しております。の作付を予定しており、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

番号5につきまして、現地は 地区の に位置してまして、の作付を予定しており、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項5番、非農地証明願について、事務局より報告願います。

また、1月14日に農地調査委員会によって現地調査を実施しておりますので、事務局説明終了後、農地調査委員会担当委員より調査結果について報告をお願いいたします。

事務局

(報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

続きまして、農地調査委員会の担当委員より報告願います。

佐々木幸一郎委員

引き続き報告いたします。

非農地証明願、番号1でございますが、現地は 地区の に位置しており、現在は雑種地となっております。非農地となって20年以上経過していることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。

以上でございます。

議長

ご苦労様でした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、議事に入ります。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案の説明の前に議案番号3の取り下げの理由を説明し、議案番号3を除いた他の議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを審議いたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第2号議案、農用地利用計画書審議については、議案番号3を除く35議案全て賛成ですので、原案のとおり許可とし、町長に進達を報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案番号3番の取り下げの説明をし、議案番号3番を除いた議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了しましたので、番号23番を除いた21議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号23番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、4番我妻卓美委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(14:41)

議長

再開いたします。(14:41)

議長

休憩前に引き続き、議案番号23番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号 23 番について、賛成の方の挙手を求めます。

( 委員全員の挙手を確認 )

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。( 14 : 41 )

議長

再開いたします。( 14 : 42 )

議長

第 3 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見については、22 議案全て賛成ですので、原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を進達いたします。

議長

続きまして、第 4 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についてを審議いたします。

事務局より説明願います。

また、1 月 14 日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より報告をお願いいたします。

まずはじめに事務局より説明願います。

事務局

( 第 4 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。 )

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員

それでは報告いたします。

議案番号 1 につきましては、現地は 地区の に位置しておりまして、転用目的は仮設道路の設置でございます。農地区分については、第 1 種農地ですが、一時転用であるため、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまい

りました。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第5号議案、美里町農業振興地域整備計画の変更についての議題といたします。

また、1月14日に、農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

事務局

(第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

佐々木幸一郎委員

それでは報告いたします。

第5号議案につきましては、現地は 地区の 位置しております。面積はかなりありますが、農地としての利用ですので特に問題はないと

見てきました。

以上でございます。

議長

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第5号議案について審議をいたします。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第5号議案、美里町農業振興地域整備計画の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第5号議案、美里町農業振興地域整備計画の変更については原案のとおり異議なしの意見を付し、美里町長に意見を付して報告いたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第1回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和2年 月 日

会 長

署名委員 13番

署名委員 14番